

憲法 出題趣旨

第1期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、裁判の傍聴人のメモ採取の自由に関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第2期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、在外国民の選挙権行使の制限の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、事例の分析を行ったうえで、法令審査の基本的手法の枠組みの中での憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、具体的検討、及び救済方法を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第3期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、児童扶養手当法の定める併給調整制度の合憲性というテーマをめぐる具体的事例を提示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、法令審査の基本的手法

の枠組みの中での憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第4期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、いわゆる政教分離原則に関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、事例の分析を行ったうえで、憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第5期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解や判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、判例の意義や射程を理解し、法的考察の作法に則ってその論理展開を適切に解説できる能力も求められる。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、特に憲法13条の幸福追求権の意義、法的性格、及び内容についての知識を問うとともに、このテーマに関する代表的な具体的判例を素材に、その事案の概要、当該判例が採用した判断枠組み、及び具体的判断につき、適切な解説を行う能力を問うところにある。